

一般財団法人岩手町体育協会表彰規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人岩手町体育協会表彰規程（令和3年10月1日施行。以下「表彰規程」という。）第13条に基づき、表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(体育功労賞の基準)

第2条 表彰規程第3条に規定する体育功労賞は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体とする。ただし、個人については原則として満55歳以上の者とし、表彰候補者の内申は単年度において1名または1団体とする。

- (1) 20年以上にわたり、地域のスポーツ振興に寄与し、その地域団体の発展に貢献した者
- (2) 同一競技種目に20年以上にわたり活躍し、その競技団体の発展に顕著な功績があった者
- (3) その他理事会において、特に功績顕著と認められた者

(栄光賞の基準)

第3条 表彰規程第4条に規定する栄光賞は、次の各号のいずれかに該当する大会において、特に優秀な成績をおさめた個人または団体を対象とする。

- (1) オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会において入賞または出場した者
- (2) アジア競技会において入賞した者
- (3) 国際競技連盟が主催、共催または公認する国際競技別大会において入賞した者
- (4) 国民スポーツ大会並びに全国障害者スポーツ大会において入賞した者
- (5) 全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選手権大会において3位以内に入賞した者
- (6) 全国高等学校選抜大会において3位以内に入賞した者
- (7) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技別団体が主催または共催する競技別全日本選手権大会または競技別全日本学生選手権大会において3位以内に入賞した者
- (8) 全日本中学校選手権大会及び全国中学校大会において3位以内に入賞した者
- (9) 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が主催するエンジョイ！スポーツフェスティバルにおいて3位以内に入賞した者
- (10) 全国大会に通じる東北大会において優勝した者
- (11) その他理事会において認められた者

(優秀賞の基準)

第4条 表彰規程第5条に規定する優秀賞は、次の各号のいずれかに該当する大会において、優秀な成績をおさめた小学生以上の個人または団体を対象とする。ただし、出場者が1名または1チームの場合は対象外とする。

- (1) 県民スポーツ大会で優勝した者
- (2) 公益財団法人岩手県スポーツ協会に加盟する種目別競技団体並びに岩手県スポーツ少年団が主催又は共催する予選会を経た県大会において優勝した者
- (3) 公益財団法人岩手県スポーツ協会に加盟する種目別競技団体が主催又は共催する全国大会に通じる県大会及び東北大会で3位以内に入賞した者
- (4) 競技別ジュニアユース日本代表または競技別日本代表に選ばれ、国内外の競技大会において3位以内に入賞した者

(表彰対象期間)

第5条 前2条に定める表彰の対象期間は、会長が別に定める。

(永年勤続者表彰の基準)

第6条 表彰規程第6条第1項第1号に該当する職員のうち、毎年4月1日において、正職員については在職期間が通算25年以上とし、準職員及び非常勤職員については、在職期間が通算5年以上で、いずれもその勤務成績が優良であるものとする。

2 前項による対象とする在職期間は、準職員及び非常勤職員として任用されていた期間も算定するものとする。

(事績顕著者表彰の基準)

第7条 表彰規程第6条第1項第2号に該当する職員は、次の各号のいずれかに該当し、他の職員の模範とするに足るものとする。

- (1) 職務に関し有益な研究、改良又は工夫を行い、著しい業績をあげた者
- (2) 業務の刷新又は業務能率の増進に著しい功労のあった者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に他の職員の模範となる事績のあった者

(退職者表彰の基準)

第8条 表彰規程第6条第1項第3号に該当する職員は、次のいずれかに該当する場合において行う。

- (1) 通算25年以上在職した正職員で長期間良好な成績で勤務し、定年で退職する者
- (2) 通算5年以上在職した準職員及び非常勤職員で、良好な成績で勤務し、退職する者
- (3) 自己都合で辞職する正職員で良好な成績で勤務した者
- (4) 任期満了または自己都合で辞職する準職員及び非常勤職員で良好な成績で勤務した者

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

この細則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年7月1日から施行する。